

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
◎高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○道路の区域決定 (道路課)	1
○道路の区域変更 (〃)	1
○道路の供用開始 (〃)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
公告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2

規則

高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

高知県理容師法施行細則の一部を改正する規則

高知県理容師法施行細則（平成5年高知県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「理容所を開設している場合」を「美容所を開設している場合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第504号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 解除に係る保安林の所在場所

- 幡多郡黒潮町馬荷字松ノ本山3946の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第505号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出事項
- (1) 発起人の住所及び氏名
- 土佐清水市 西本 敦司
- 〃 早川 博
- 〃 松本 司
- (2) 加入区の名称
- 三崎加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
- 高知県漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間
- 令和8年8月18日から同年9月1日まで
- (2) 縦覧場所
- 高知県漁業協同組合下川口支所

高知県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和8年8月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村大北川字水谷332番23から 土佐郡大川村大北川字大北川	3.9 〃 51.5	7,429

山北川山378番3まで		
-------------	--	--

高知県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年8月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市間崎字堂ノ前1283番から 四万十市間崎字ヲマエヤシキ831番3まで	前	9.1 〃 15.5	275
四万十市間崎字カガミイド987番から 四万十市間崎字ヲマエヤシキ830番5まで	後A	10.0 〃 12.9	163
四万十市間崎字堂ノ前1283番から 四万十市間崎字ヲマエヤシキ831番3まで	B	10.3 〃 19.7	269

高知県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年8月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

--	--	--

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村大北川字水谷 332番23から 土佐郡大川村大北川字大北 川山北川山378番3 まで	7,429	令和8年8月18 日

高知県告示第509号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
令和8年8月18日
高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市篠原 字東野	1752番1	6.00	29.21	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、杉田ダム土地改良区の定款の変更を令和8年8月6日に認可した。
なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。
令和8年8月18日
高知県知事 濱田 省司